

税務証明交付申請書

年 月 日

(あて先) 堺市長

※ 窓口に来られた方を確認できる書類の提示をお願いします。

この申請について、質問及び関係書類の提示を求めることがあります。**裏面の注意点もご覧ください。**

① 窓口に来られた方 (申請者) ※ マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類が必要です。

住 所

フリ ガナ

生年月日

電話番号

氏 名

年 月 日

証明が必要な方(②)との関係 ☐ 本人 ☐ 代理人(委任状がある方) ☐ 同居の親族(本人から委任された方)

☐ 法人関係者(代表者・社員等) ☐ その他(賃借人・相続人・)

(注) 本人以外の方は別途確認書類が必要な場合があります。**詳細は裏面をご覧ください。**

② どなたの証明が必要ですか (納税義務者) ※ 申請者(①)本人の場合は記入不要です。ただし市・府民税・森林環境税(所得・課税)証明の請求で1月1日の住所が①の住所と異なる場合は記入してください。

住 所または

法人所在地

フリガナ

氏 名 または

法人名称・代表者職氏名

(電話番号)

(個人の場合) 生年月日

年 月 日

(法人の場合) 代表者印



(注) 法人の証明が必要な場合、この申請書への代表者印の押印または委任状等が必要です。**詳細は裏面をご覧ください。**

③ 何に使用しますか (提出先など) ※ 1、2の場合、市・府民税・森林環境税(所得・課税)証明の所得控除の内訳が表示されません。記載が必要なときは申出してください。

1 融資 2 保証人 3 扶養 4 公営住宅 5 児童(扶養)手当 6 保育所等 7 学校 8 年金

9 入札参加(指名願) 10 法務局 11 税務署 12 裁判 13 その他(ビザ申請・売買・)

④ どの証明が必要ですか 申請する証明の口をチェックをし、必要事項を記入してください。

※ 必要年度がご不明な場合は証明書の提出先にご確認ください。

☐ **市・府民税・森林環境税(所得・課税)証明** ※ 申告されていないときは交付できない場合があります。

最新年度 通 年度(年中の所得) 通 年度(年中の所得) 通

☐ **納税証明** ※ 直近に納税された場合は、納付確認ができる領収書等のご提示をお願いします。

☐ 市・府民税・森林環境税(所得金額の記載はありません) 年度 通 年度 通

☐ 法人市民税 事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日) 通

事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日) 通

☐ 固定資産税・都市計画税 年度 通 年度 通

☐ その他() 年度 通 年度 通

☐ **評価証明** ☐ **別紙のとおり**

最新年度 通 堺市 区 の土地

年度 通 家屋

☐ **公課証明** (税額記載のもの) 堺市 区 の土地

最新年度 通 家屋

年度 通 の土地

家屋

-----<申請者の確認>-----以下、堺市使用欄-----

☐ 運転免許証/運転経歴証明書 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民基本台帳カード(写真有) ☐ パスポート

☐ 在留カード/特別永住者証明書 ☐ 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳

☐ 健康保険証/被保険者証/受給者証 ☐ 年金手帳 ☐ 社員証(写真有) ☐ 学生証(写真有)

☐ その他 ()

手数料 (件数)	課	納	固	計	件	公用	免除	郵送	受付	作成		
-------------	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	--	--

☐ 戸籍確認済

☐ 年 月 日

より所有権移転確認済

○「①窓口に来られた方(申請者)」が本人以外の場合は、下記の書類も必要です。

代理人	○納税義務者(②)から申請者(①)への委任状または代理権限授与通知書が必要です。 ○代理人が法人でその社員の方などが申請者(①)となる場合 納税義務者(②)から委任された法人への委任状に加えて、委任された法人から申請者(①)への委任状、または、申請者(①)が委任された法人の社員などであることを確認できる書類が必要です。
同居の親族	○同居の親族とは税務証明発行の申請時点で納税義務者(②)の方と同じ住所に住民登録をしていて、証明書交付申請について委任されている親族のことです。 ○次のどちらかにあてはまる方は、委任状を省略できます。 どちらにもあてはまらない方は、委任状が必要です。 ・堺市在住で住民登録が同一世帯であるなど、納税義務者(②)の方と同居の親族であることがわかる方 ・公的機関が発行する書類等で、同居の親族であることを確認できる方
法人関係者 (代表者・社員等)	○法人関係者とは納税義務者(②)が法人の場合のことです。 ○代表者自身が申請者(①)となる場合 代表者印を押印した申請書が必要です。申請書に代表者印の押印がないときは、別途、代表権のわかる書類が必要です。 ○社員の方などが申請者(①)となる場合 代表者印を押印した申請書と、納税義務者(②)の社員などであることを確認できる書類が必要です。申請書に代表者印の押印がないときは、納税義務者(②)から申請者(①)への代表者印が押印された委任状が必要です。
上記以外の方	その他、賃借人は賃貸借契約書等、相続人は戸籍等、当該権利や納税義務者(②)の方との関係を確認できる書類が必要です。

○ 法人の証明が必要な場合は「②どなたの証明が必要ですか(納税義務者)」の欄に下記のとおり記入してください。

- ・住所欄に「法人所在地」、氏名欄に「法人名称・代表者職氏名」を記入(ゴム印可)し、代表者印を押印してください。

● 滞納処分に係る市税の納税証明を申請される方は、下記もご記入ください。

☐	1	一般社団法人又は一般財団法人	(※) 年 月 日から過去3年間について
☐	2	公益社団法人又は公益財団法人	堺市税について滞納処分を受けたことがない。
☐	3	特定非営利活動法人	
☐	4	大阪府の特定非営利活動法人	※ 下線部分は法人において本件証明書の申請日を記入
☐	5	その他	年 月 日から 年 月 日について 堺市税について滞納処分を受けたことがない。

(注意)

- ・上記の表1欄は、一般社団法人又は一般財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第7条及び同法施行規則第5条第3項第6号の規定に基づき「公益認定申請書」に添付するためのものです。
- ・上記の表2欄は、公益社団法人又は公益財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項及び同法施行規則第38条第1項第1号の規定に基づき、「事業報告等に係る提出書」に添付するためのものです。
- ・上記の表3欄は、特定非営利活動法人が、「特定非営利活動促進法」第47条及び同法施行規則第26条の規定の基づき提出するためのものです。
- ・上記の表4欄は、特定非営利活動法人が、「大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例」第3条第2項第3号の規定に基づき添付するためのものです。
- ・上記の表の堺市税には個人の府民税及び森林環境税を含みます。